

税金

町道民税

税務課住民税係 **内線 572 FAX 42-2117**

音更町に町道民税(個人)を納める人

その年の1月1日に音更町に住所があり、前年(1月～12月)中に所得があった人。道民税もあわせて納めていただき、その分は音更町から北海道に納めることになっています。

町道民税の内訳

町道民税は、音更町の税である町民税と、北海道の税である道民税からなっていますが、これらはそれぞれ「均等割」と「所得割」に分けられます。

▶均等割

一定額以上の所得のある人に均等に負担していただく税金です。税額は町民税3,000円、道民税1,000円です。

※平成26年度～平成35年度の10年間、各年度分の税額は町民税3,500円、道民税1,500円です。

▶所得割

個人の所得に応じて負担していただく税金です。基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの各種控除を所得から差し引いた残りの金額(課税標準額)に税率をかけて計算します。税率は町民税(6%)と道民税(4%)を合わせて10%になります。

●課税標準×税率－調整控除額－税額控除－配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額＝所得割額

町道民税の非課税の範囲

▶均等割も所得割も課税されない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下(給与所得者の年収で204万4千円未満)であった人

▶均等割が課税されない人

前年の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の人

28万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+17万円

(17万円は、控除対象配偶者または扶養親族がいるときに加算します)

※28万円と17万円の部分は市町村によって異なります。

扶養親族(配偶者含む)	0人	1人	2人
所得	28万円	73万円	101万円
給与収入の場合	93万円	138万円	168万円
65歳以上の人の公的年金収入の場合	148万円	193万円	221万円

▶所得割が課税されない人

前年の総所得金額などが、次の算式で求めた金額以下の人

35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+32万円

(32万円は、控除対象配偶者または扶養親族がいるときに加算します)

扶養親族(配偶者含む)	0人	1人	2人
所得	35万円	102万円	137万円
給与収入の場合	100万円	170万円	221万円
65歳以上の人の公的年金収入の場合	155万円	222万円	257万円

固定資産税

税務課資産税係 **内線 575 FAX 42-2117**

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋および償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日に、土地、家屋および償却資産を所有している人です。たとえば、売買などにより実際の所有者が変更していても、登記簿などの名義変更手続きが1月1日現在において完了していない場合は、そのまま旧所有者が納税義務者となります。

固定資産税の対象となる資産

土地、家屋、償却資産が固定資産税の対象となります。

固定資産税額の算定方法

▶税額の算定

課税標準額×税率＝税額となります。

▶税率

音更町の固定資産税の税率は、100分の1.4です。

▶免税点

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地 30万円
家屋 20万円
償却資産 150万円

▶固定資産の評価替え

土地と家屋については、原則として3年ごと(次回の評価替えは平成30年度)に評価額を見直す制度がとられています。

固定資産税の縦覧・閲覧制度

▶縦覧制度

音更町に資産を持つ固定資産税の納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを、縦覧帳簿

に記載されている他人の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

●縦覧期間

毎年4月1日から5月31日まで(閉庁日を除く)

●手数料

無料

縦覧をするときには、運転免許証や保険証など身分を証明するものを持参してください。

▶閲覧制度

納税義務者などが自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。

●手数料

1所有者につき200円。ただし、納税義務者、その同居親族と代理人については4月1日から5月31日までは無料。

軽自動車税

税務課諸税担当 **内線 578 FAX 42-2117**

毎年4月1日現在に、原動機付自転車(バイク)や軽自動車などを所有している人が納める税金です。平成28年度から税額が変わります。

軽自動車

環境負荷軽減を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に対し、平成28年度から重課税率が適用されます。

区分	税率(税額)				
	(1) 平成27年 3月31日 までの登 録車	(2) 平成27年 4月1日以 降の新規 登録車	(3) 登録後13 年超 (経年重 課)		
軽三輪(乗用および貨物用)	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪 以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 平成27年3月31日までの新規登録車。初度検査から13年を経過するまでは、従来の税率のままです。
- 平成27年4月1日以降に新規登録する車から新税率が適用されます。
- 新規登録をしてから13年を経過した車。平成28年度は、「初度検査年月」が平成14年以前の車が該当します。

原動機付自転車、二輪車など

▶平成28年度から新税率が適用されます。

車種	税率(税額)		
	平成27年度 まで	平成28年度 以降	
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
二輪小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	
雪上走行車	2,400円	3,600円	
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

軽自動車のグリーン化特例(軽課)について

一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に対し、その環境性能に応じて次のとおり引き下げを行います。平成28年度分に限り適用します。

区分	税率(税額)					
	基準 税率	軽減率(1) 75%軽減	軽減率(2) 50%軽減	軽減率(3) 25%軽減		
軽三輪 (乗用および貨物用)	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
軽四輪 以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

- 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NO×10%以上低減)
- 乗用:平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- 乗用:平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(2)、(3)についてはガソリン車、ハイブリッド車に限りません。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

町たばこ税

税務課諸税担当 **内線 578 FAX 42-2117**

税率

▶旧3級品に係る特例税率の段階的な廃止

旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の特例税率が平成28年4月1日から廃止されるのに伴い、下記のとおり3年間の経過措置が設けられます。

区分	現行	経過措置期間			改正後 平成 31年度
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
1,000本 当たりの 税率	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

旧3級品以外(一般品)の税率:1,000本当たり5,262円

入湯税

税務課諸税担当 **内線 578 FAX 42-2117**

税率

宿泊客	一泊につき	150円
日帰客	一日につき	70円
修学旅行の学生生徒	一泊につき	70円
療養のため引続き7日以上滞在する入湯客	一泊につき	30円

法人町民税

税務課諸税担当 **内線 578 FAX 42-2117**

町内に事務所や事業所がある法人は、それぞれの会社の資本金等の額、従業員数の区分に応じた均等割と法人税額(国税)によって算出された法人税割額の合計額を決算期後2カ月以内に申告納付します。



国民健康保険

町民課国保医療係 **内線 546 FAX 42-2117**

国民健康保険の加入・資格喪失・資格変更届けについて

国民健康保険の加入

音更町に住んでいる人で、職場の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入していない人は、国民健康保険(以下「国保」)に加入しなければなりません。加入手続きが必要になるのは次のような場合です。

- ①音更町に転入したとき
- ②子どもが生まれたとき
- ③他の健康保険をやめたとき
- ④扶養からはずれたとき
- ⑤生活保護がされたとき

これらの事情が発生したときには、印鑑を持って町民課国保医療係か木野支所へお越しください。他の保険をやめたときや扶養からはずれたときには、健康保険資格喪失証明書も必要です。

届け出が遅れると、資格を取得した日にさかのぼって国民健康保険税(国保税)を支払うことになるほか、医療の給付をうけられない場合があります。

国民健康保険の資格喪失

国保に加入している人の資格が喪失するのは、次のような場合です。

- ①音更町から転出するとき
- ②他の健康保険に入ったとき
- ③被扶養者になったとき
- ④生活保護をうけたとき
- ⑤死亡したとき

これらの事情が発生したときには、保険証と印鑑を持って町民課国保医療係か木野支所へお越しください。

国民健康保険証の変更届

国保に加入している人で、資格が喪失したとき以外にも届け出が必要となるのは次の場合です。

- ①住所が変わったとき
- ②名前が変わったとき
- ③世帯が変わったとき
- ④世帯主が変わったとき

これらの事情が発生したときは、保険証と印鑑を持って町民課国保医療係か木野支所へお越しください。

国民健康保険税

国民健康保険税(国保税)は、音更町の国民健康保険加入者の1年間に予測される医療費から、国からの補助金や病院で支払う一部負担金を差引いた残りを加入者全員で負担し合うものです。

世帯主あてに納税通知書が送られます

国民健康保険税(国保税)の賦課は世帯単位で世帯主が納税義務者となり、納税通知書は世帯主あてに送られます。世帯主自身が国保加入者でなくても世帯の中に国保加入者がいる場合には世帯主が納税義務者となります(擬制世帯主制度)。

転入した人の国保税

その年の1月2日以降に音更町に転入して国保に加入した人は、所得が判明するまでは「所得割」を除いた税額で通知していますが、所得が判明した時点で税額を再計算し、税額に変更がある場合には、後日、変更後の納税通知書(更正通知書)を送付します。

国民健康保険税の支払について

支払い方法は納付書や口座振替で納める「普通徴収」と年金から天引きされる「特別徴収」の2つの方法に大きく分かれています。

▶「普通徴収」(納付書での納付、口座振替)

4月から翌年3月まで分の国保税を、7月から翌年2月までの8回に分けて支払していただくこととなります。1回=1カ月分ではありませんのでご注意ください。

▶「特別徴収」(年金からの天引き)

平成20年度から国保加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯で国保税の特別徴収(年金からの天引き)が始まりました。

次に該当する場合は今までどおり普通徴収(納付書での納付か口座振替)となります。

- ①世帯主(納税義務者)が国保加入者でない世帯(擬制世帯主)
- ②世帯主(納税義務者)の年金受給額が年額18万円未満の世帯
- ③国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える世帯
- ④特別徴収の対象となった時点で国保税を口座振替で納付して今後継続して口座振替での納付が見込める世帯

国民年金

国民年金の加入について

町民課町民窓口係 **内線 542 FAX 42-2117**

国民年金とは

高齢になったときや、病気やけがで障がい者になっ

たり、不幸にも生計の中心者を亡くして収入の道が閉ざされるような状態になったりしたときに、年金を支給して本人もしくは、家族の生活を支える制度です。

国民年金に必ず加入する人

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちで、次の3種類に分けられます。

種別	対象
第1号被保険者	日本国内に住所のある農業者、自営業者、学生など
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金保険に加入している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない人)

国民年金に任意加入できる人

60歳になっても受給資格期間(25年)を満たすことができなかった人がその不足期間を満たすためや、すでに受給資格期間を満たしているが年金額を増やして満額の年金額に近づけたりするために国民年金の任意加入をすることができます。

- ①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の厚生年金に加入していない人(昭和40年4月1日以前の生まれで加入期間が不足している人は、70歳まで)。
- ②海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人 いずれも第1号被保険者になります。

国民年金の種別変更の届出

就職・転職、結婚などにより国民年金の加入の種別が変わることがあります。そのようなときは種別変更などの手続きが必要です。

手続きをしなかった場合、将来、年金がうけられなくなる場合や、病気やケガで障がいが残ったときや死亡したときの障害・遺族年金をうけとることができなくなる場合もありますので必ず手続きをしてください。

国民年金保険料の後納制度(納付可能期間の延長)について

国民年金保険料は、納期限から2年が経過した場合、時効により納付することができなくなりますが、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が開始されています。

利用するとどうなるのか

受け取れる年金の金額が多くなる
納付月数が足りなくて年金の受給資格がなかった人が、受給資格を得られるようになる(既に受給資格を得ている人はご利用いただけません)

後納制度をご利用いただける人

- 20歳以上60歳未満の人(5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある人)
- 60歳以上65歳未満の人(①の期間のほかに任意加入中に納め忘れの期間がある人)
- 65歳以上の人(年金受給資格がなく、①や②の期間がある人など)

※老齢基礎年金の受給者は、お申し込みできません。

※これからお申し込みされる人は、審査に時間がかかることがありますので、基礎年金番号のわかるものを用意して、お早めに近くの年金事務所へご相談いただくか、国民年金保険料専用ダイヤルへお問い合わせください。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合もあります。

問い合わせ先・申請窓口

国民年金専用ダイヤル TEL 0570-011-050
(050から始まる電話でおかけになる場合はTEL 03-6731-2015をお使いください)

▶申請先
帯広年金事務所
住所:帯広市西1条南1丁目 TEL 0155-25-8113

後期高齢者医療制度

町民課国保医療係 内線 546 FAX 42-2117

後期高齢者医療制度

対象になる人(被保険者)

- 町内に住所がある75歳以上の人
- 町内に住所がある65歳以上の人で一定の障がいのある人(※)

※一定の障がいのある人とは、国民年金などの障害年金1級か2級を受給している人、身体障害者手帳の1級から3級と4級の一部の人、精神障害者保健福祉手帳が1級か2級の人、療育手帳のA(重度)の人です。

受給資格のできる時期

75歳の誕生日から(手続きは必要ありません)
一定の障がいのある人は申請し認定を受けた日から

医療を受けるには

北海道後期高齢者医療広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」を病院などに提示して医療を受けることになります。被保険者証は新たに1人に1枚交付されます。新たに75歳になる人には、誕生月の前月下旬に町民課国保医療係からお届けします。

窓口で支払う自己負担額

病院などの窓口で支払う自己負担額については次のとおりです。

▶一般
医療費の1割負担

▶現役並み所得者(※)
医療費の3割負担

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人です。ただし、次に該当する人については、申請により1割負担となります。

- 同一世帯に被保険者が1人のみの場合
被保険者本人の収入の額が383万円未満の人
- 同一世帯に被保険者が2人以上いる場合
被保険者の収入の合計額が520万円未満の人
- 同一世帯に被保険者が1人のみで、同一世帯に70歳から74歳の人がいる場合
被保険者などの収入の合計額が383万円以上520万円未満の人
- 同一世帯に昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者がいる場合
同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の被保険者がいて、かつ世帯の被保険者の旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合、申請することなく一般になります。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について

町民課町民窓口係》内線 542 FAX 42-2117
木野支所》TEL 31-2101 FAX 32-2016

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、国民一人ひとりにマイナンバーと呼ばれる番号を付番することで国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的とした制度であり、平成28年1月から定められた行政手続において利用が開始されています。

◆マイナンバーが利用される主な手続き

くらし

主な手続き		問い合わせ先
住民票・戸籍	●転入・転居・転出などの異動 ●戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、手続きの際に通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。	町民課町民窓口係(内線542)
公営住宅	●公営住宅の入居の申し込み ●公営住宅の入居者による収入申告	建築住宅課住宅係(内線324)

保健・医療

主な手続き		問い合わせ先
国民健康保険	●加入・脱退 ●被保険者氏名・世帯、住所、世帯主の変更 ●被保険者証などの交付・再交付申請 ●療養費、高額療養費などの支給申請	町民課国保医療係(内線546)
後期高齢者医療	●加入(75歳到達の人を除く)・脱退 ●被保険者証などの再交付申請 ●療養費、高額療養費などの支給申請	
医療費助成	●重度心身障がい者医療費の助成申請 ●乳幼児等医療費の助成申請 ●未熟児養育医療の給付申請 ●ひとり親家庭等医療費の助成申請	福祉課福祉係(内線523)

税金

主な手続き		問い合わせ先
町民税	●軽自動車税の減免申請 ●町道民税申告書の提出 ●給与支払報告書の提出 ●公的年金等支払報告書の提出	※平成28年分の所得に関する申告書(平成29年1月以降に提出するもの)からマイナンバーの提出が必要になります。 税務課住民税係(内線572)
固定資産税	●償却資産申告書の提出 ●固定資産税の減免申請	税務課資産税係(内線575)

介護・福祉

主な手続き		問い合わせ先
介護保険	●介護認定の申請 ●負担限度額認定の申請 ●高額介護サービス費の支給申請	高齢者福祉課介護保険係 (☎32-4567)
福祉	●障害者手帳の申請 ●障害児福祉手当などの申請 ●障害福祉サービスの申請 ●自立支援医療に関する申請 ●生活保護の申請	福祉課障がい福祉係 (内線526) 福祉課福祉係(内線523)

子育て

主な手続き		問い合わせ先
手当	●児童手当の認定請求など ●児童扶養手当の認定請求など	子ども福祉課子ども福祉係 (内線534)
保育園など	●支給認定に関する申請および届出	子ども福祉課子育て支援係 (内線536)
母子保健	●母子健康手帳の交付申請	保健課母子保健係 (☎42-2712)

上記の手続き以外にもマイナンバーが必要になる場合があります。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。



愛称:マイナちゃん

マイナンバー総合フリーダイヤルが開設されました。0120-95-0178(無料)

町内会フォトギャラリー

中鈴蘭若葉会 ラジオ体操

冬休み熟年先生

老人大運動会